

## 鹿屋市土地利用対策要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、開発行為の規制に係る法令等の適用を受けない宅地等開発について必要な事項を定め、市民、開発者及び市が相互に連携し、協力して適正な宅地等開発を推進することにより、地域の快適な居住環境の確保及び良好な市街地の形成を図り、もって、本市の健全な発展と安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為 次に掲げる行為のうち、法令等の適用を受けないものをいう。

ア 主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うこと。

イ アに規定する目的以外の目的で行う土地の区画形質の変更を伴うものであって、開発区域周辺に影響を及ぼすおそれがあるもの

(2) 開発者 開発行為を行う者をいう。

(3) 開発区域 開発行為をする土地の区域をいう。

(4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物をいう。

(5) 建築 建築基準法第2条第13号に定める建築をいう。

(6) 区画形質の変更 次のアからウまでに掲げる行為をいい、その意義はそれぞれアからウまでに定めるところによる。

ア 区画の変更 建築の目的のため土地の区画を物理的に変更することをいう。

イ 形の変更 高さ50センチメートル以上の切土又は盛土の整地を行うことをいう。

ウ 質の変更 土地の有する性質を変更することをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、この要綱の目的を達成するため、この要綱の適切かつ円滑な運用を図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(開発者の責務)

第4条 開発者は、この要綱の目的を達成するため、この要綱及び関係法令を遵守するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

- 2 開発者は、開発行為を行うに当たり、開発区域周辺住民の理解と協力を得るとともに、周辺環境への配慮に努めなければならない。
- 3 開発者は、開発行為に起因して災害を発生させた場合には、責任を持ってその損害を処理しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、この要綱の目的を尊重し、良好な居住環境の確保及び安全・安心なまちづくりに努めるものとする。

(開発の原則)

第6条 開発行為は、市の土地利用の方向に沿った開発であるとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令に適合し、かつ、開発区域及びその周辺の施設と均衡のとれた計画的開発を図るものでなければならない。

- 2 開発行為は、健全で住みよいまちづくりを推進するため、必要かつ十分な公共施設を、別に定める鹿屋市土地利用対策要綱の設計方針（以下「設計方針」という。）により整備しなければならない。
- 3 前項の規定による整備に要する費用は、原則として、開発者が負担しなければならない。

(適用の範囲)

第7条 市長と協議しなければならない開発行為は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号アに該当する開発行為であって、開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの
  - (2) 第2条第1号イに該当する開発行為で、開発区域の面積が3,000平方メートル以上のものであって、市長が協議を必要と認めるもの
  - (3) 開発行為等（開発許可不要の場合も含む。）が接続して行われる場合において、その累計面積が前2号に規定する面積以上であり、かつ、隣接する土地の利用形態、所有形態、造成時期、物理的位置等から総合的に判断して一体と認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる開発行為は、市長との協議を要しない。

- (1) 国及び地方公共団体等が行うもの
- (2) 法令又は当該法令に基づく処分による義務の履行として行うもの
- (3) 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- (4) 自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行うもの
- (5) 非常災害に伴い必要な応急措置として行うもの
- (6) 通常管理又は軽易なもの
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に協議を要しないと認めるもの  
(事前協議)

第8条 前条第1項に規定する市長と協議しなければならない開発行為を行おうとする者（以下「開発予定者」という。）は、あらかじめ、開発行為の計画について、開発行為事前協議申出書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申出を行い、公共施設等の設置、管理その他必要となる事項について協議しなければならない。

- (1) 開発予定位置図
- (2) 公図（字図）
- (3) 土地利用調書（別記第2号様式）
- (4) 登記簿謄本の写し
- (5) 現況図及び現況写真
- (6) 土地利用計画図
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 前項の場合において、開発予定者は、公共施設管理者等との協議経過書（別記第3号様式）により、開発行為に関係する既存の公共施設の管理者、新たに設置される公共施設の管理予定者その他の関係者の同意を得なければならない。

（本協議）

第9条 開発予定者は、前条第2項の同意を得た後、開発行為協議書（別記第4号様式）に、次に掲げる書類のうち、市長が必要と認めるものを添えて提出し、協議しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第5号様式）
- (2) 位置図

- (3) 寄字絵図
- (4) 土地利用調書（別記第2号様式）
- (5) 現況図及び現況写真
- (6) 求積図（1/1,000以上）
- (7) 計画平面図（1/1,000以上）
- (8) 造成計画断面図（1/100）
- (9) 排水施設計画平面図（1/500以上）
- (10) 給水施設計画平面図（1/500以上）
- (11) がけの断面図（1/100）
- (12) 擁壁の断面図（1/50以上）
- (13) 道路標準断面図（1/50以上）
- (14) 工作物構造図
- (15) 公共施設管理者等との協議経過書（別記第3号様式）
- (16) 諸計算書、地質調査試験結果報告書
- (17) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する開発行為協議書及び添付書類は、正本、副本それぞれ1部（A4版）を提出しなければならない。ただし、市長が認めるものについては、添付書類の一部を省略し、又は提出部数を増減することができる。

（承認又は中止勧告）

第10条 市長は、前条第1項の規定による協議があった場合は、速やかに次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは開発行為を承認し、適合していないと認めるときは開発行為の中止を勧告するものとする。

- (1) 県及び市の土地利用に関する計画に適合し、かつ、地域発展上望ましいものであること。
- (2) 関係法令に照らし適法であること。
- (3) 設計方針に適合していること。
- (4) 公用又は公共の用に供する目的で行う事業の推進に支障を来さないものであること。
- (5) 周辺地域の自然環境と調和し、かつ、自然保護及び環境保全に配慮したものであること。

(6) 災害の予防、公害の防止及び文化財保護のため必要な措置が講じられていること。

2 市長は、前項の規定により、開発行為を承認するときは開発行為承認書（別記第6号様式）により、中止を勧告するときは開発行為中止勧告書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（承認の条件）

第11条 この要綱による開発行為の承認には、安全で安心なまちづくりを創出していく上で必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者（以下「開発事業者」という。）に不当な義務を課すものであってはならない。

（事業計画の変更協議）

第12条 開発事業者が、第10条第1項の規定による承認を受けた後、開発行為の計画を変更しようとする場合は、遅滞なく、開発行為変更協議書（別記第8号様式）を提出して、市長と再度協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、開発行為の計画の変更が、次に掲げる軽微なものである場合は、市長との再度の協議は要しないものとする。この場合において、開発事業者は、軽微な変更を行ったときは、遅滞なく、開発行為変更届出書（別記第9号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 開発事業者の住所、商号又は代表者名の変更

(2) 工事施行者の変更

(3) 工事の着手年月日又は完了予定年月日の変更

(4) 道路、排水施設等の位置や形状の軽微な変更

（開発承認標識の設置）

第13条 開発事業者は、開発行為を行うときは、開発承認標識（別記第10号様式）を当該開発区域内の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 前項の開発承認標識を設置する期間は、当該開発承認に関する工事に着手する日から完了する日までの間とする。

3 開発事業者は、第1項の開発承認標識を風雨等による破損、又は倒れない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないように維持管理しなければならない。

4 開発事業者は、設置した開発承認標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに修正しなければならない。

(着手及び完了の届出)

第14条 開発事業者は、当該開発承認に関する工事に着手しようとするときは、あらかじめ、開発行為着手届(別記第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2 開発事業者は、当該開発承認に関する工事が完了したときは、速やかに、開発行為完了届(別記第12号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発行為完了図
- (2) 公共施設工事完成図
- (3) 工事写真
- (4) 確定測量図
- (5) その他市長が必要と認める図書

(完了検査及び検査済証の交付)

第15条 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該開発行為が承認の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、当該開発行為が承認の内容に適合していると認めたときは、開発行為に関する工事の検査済証(別記第13号様式。以下「検査済証」という。)を開発事業者に交付するものとする。

3 開発事業者は、当該開発行為が第1項の規定による検査に合格しないときは、速やかに該当箇所の手直しを行い、再度、検査を受けなければならない。

(中間確認検査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する事前協議により工種又は工程を指定し、開発事業者に、その指定した工種又は工程が完了した旨を届け出させることができる。

2 前項の場合において、開発事業者は、中間確認検査依頼届出書(別記第14号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 当該工事部分の完成図
- (2) 工事写真
- (3) その他市長が必要と認める図書

3 前項に規定する届出があったときは、市長は、当該工事について、中間確認検査を行うものとする。

(公表)

第17条 市長は、検査済証を交付したときは、遅滞なく、当該開発行為が完了した旨を市ホームページに掲載し、公表するものとする。

(建築等制限)

第18条 開発行為の承認を受けた開発区域内の土地においては、検査済証が交付されるまでの間は、建築物等を建築し、又は建設してはならない。ただし、市長が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、建築物等の事前着工を必要とする開発事業者は、建築物等事前着工承認申請書（別記第15号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該建築物等の敷地の位置及び敷地周辺の公共施設を明示した付近見取図

(2) 敷地の境界、当該建築物等の位置並びにがけ及び擁壁の位置を明示した敷地現況図で、縮尺200分の1以上のもの

(3) 当該建築物等の平面図及び立面図（正面図及び側面図）で、縮尺200分の1以上のもの

3 市長は、前項に規定する申請があった場合は、速やかに審査し、建築物等の事前着工について支障がないと認めるときは、建築物等事前着工承認書（別記第16号様式）により通知するものとする。

(土地の帰属)

第19条 開発行為により設置された公共施設の用に供する土地は、第15条第2項に規定する検査済証の交付日の翌日において、第8条の規定による協議により定めた当該公共施設を管理すべき者（以下「公共施設管理者」という。）に無償で帰属するものとする。

2 開発事業者は、開発行為完了届提出までに、公共施設用地帰属申請書（別記第17号様式）、登記原因証明情報兼登記承諾書（別記第18号様式）及び関係書類を市長に提出しなければならない。

- 3 開発事業者は、帰属することとなる公共施設の用に供する土地に抵当権、質権、貸借権その他の所有権以外の権利が設定されているときは、前項に規定する書類の提出の日までに抹消し、又は消滅させなければならない。
- 4 市長は、公共施設の用に供する土地に係る所有権移転の登記が完了したときは、公共施設用地登記完了通知書（別記第19号様式）により、開発事業者に通知するものとする。
- 5 帰属することとなる公共施設の用に供する土地の官民境界は、境界杭又は鋸等の設置により、明確にしなければならない。

（公共施設の管理）

第20条 開発行為により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、管理移管の完了の日をもって、公共施設管理者の管理に属するものとする。

- 2 公共施設の管理移管の申請は、公共施設管理移管申請書（別記第20号様式）によるものとする。
- 3 前項の公共施設管理移管申請書は、検査済証の交付を受けた後、市長に提出しなければならない。ただし、第8条の規定による協議により管理移管の時期について別段の定めをしたときは、その定めによるものとする。
- 4 市長は、公共施設の管理移管に必要な手続が完了したときは、公共施設管理移管手続完了通知書（別記第21号様式）により開発事業者に通知するものとする。

（かし担保）

第21条 市等に帰属する公共施設のかし担保期間は、重大な過失による場合を除き、管理移管手続完了の日の翌日から2年間とし、当該期間中に補修等が必要となったときは、開発事業者の責任において行わなければならない。

（災害等の報告）

第22条 開発事業者は、当該開発行為の施行により災害又は事故が発生したときは、遅滞なくその旨、措置方法等を災害等報告書（別記第22号様式）により市長に提出しなければならない。

（報告、勧告、助言等）

第23条 市長は、開発事業者等に対し、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができるものとする。

(監督処分等)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この要綱によってした承認の取消し、変更、その効力の停止、条件の変更若しくは新たに条件を付すことを行い、又は開発行為その他の行為の停止若しくは新たな条件を定めて違反を是正するため必要な措置を採ることを命ずることができる。

- (1) この要綱に基づく処分に違反した者
  - (2) この要綱による承認に付した条件に違反している者
  - (3) 詐欺その他不正な手段により、この要綱による承認を受けた者
- (その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別記

第1号様式（第8条関係）

開発行為事前協議申出書

年 月 日

鹿屋市長 様

申出者 住所又は所在地

氏名

鹿屋市土地利用対策要綱第8条の規定により、関係書類及び図面を添えて事前協議を申し出ます。

1 開発区域の所在地	
2 開発区域の面積	
3 開発の目的	
4 着手予定年月日	
5 完了予定年月日	
6 その他	
※ 受付番号	

- 備考 1 協議申出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。  
2 ※印のある欄は記入しないこと。

第2号様式（第8条、第9条関係）

土 地 利 用 調 書

土地の所在地	台帳地目	現況地目	(実測面積) 台帳面積 (㎡)	前所有者名	取得年月日	摘要
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
総計			( )			

備考1 法令に基づいて規制されているものがある場合は、「摘要」欄に記入すること。

2 「(実測面積)」欄には、地目ごとに実測面積が分かれば( )内に記入すること。

3 抵当権、質権、地上権又は地役権が設定されている土地は、その旨「摘要」欄に明示すること。

4 土地を賃借する場合は「前所有者名」欄は「現所有者名」と、「取得年月日」欄は「賃借期間」と標題を改めること。一部分の土地についてのみ賃借する場合もこれに準じて記載し、「摘要」欄に「賃借地」と記入すること。

第3号様式（第8条、第9条関係）

公共施設管理者等との協議経過書

受付番号		
開発区域に含まれる地域の名称		
公共施設の名称		
公共施設の規模 (幅員、延長等)		
協議項目	協議内容	協議結果(条件)
公共施設管理予定者		
設計の内容		
管理方法		
土地の帰属		
その他		
協議年月日	開発行為申請者 住所氏名 (代表者)	
年月日	協議の相手方 (管理予定者) 住所氏名	

第4号様式（第9条関係）

開 発 行 為 協 議 書

年 月 日

鹿屋市長 様

申出者 住所又は所在地

氏名

鹿屋市土地利用対策要綱第9条の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

1 受 付 番 号			
2 開発区域の所在地			
3 開発区域の面積			
4 開 発 の 目 的			
5 工事施行者住所・氏名			
6 工事着手予定年月日			
7 工事完了予定年月日			
8 その他必要な事項			
9 連 絡 先		担当者	
		電 話	
【添付図書】			

備考1 協議申出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

第5号様式（第9条関係）

事業計画書

1	開発区域の所在地							
2	開発区域の面積							
3	開発の目的							
4	全体計画の概要							
5	都市計画等の 指定状況	都市計画区域				指定建ぺい率		
		用途地域				指定容積率		
6	前面道路の状況	道路種別				幅員		
7	敷地の状況							
	地目別概要（㎡）	畑	田	山林	原野	宅地	その他	合計
	災害危険区域							
8	主要施設の整備計画	施設名	概要					
		道路施設						
		雨水排水施設						
		流出抑制施設						
		汚水処理施設						
		給水施設						
		消防水利施設						
		ゴミステーション						
		擁壁						
9	その他必要な事項							

第6号様式（第10条関係）

開 発 行 為 承 認 書

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

年 月 日付けで協議のあった開発行為については、鹿屋市土地利用  
対策要綱第10条第1項の基準に適合すると認められたので、同条第2項の規定によ  
り通知します。

記

1 承認事項

(1) 開発区域の所在地	
(2) 開発区域の面積	
(3) 開発の目的	
(4) 工事施行者の住所・氏名	
(5) 工事着手予定年月日	
(6) 工事完了予定年月日	
(7) その他必要な事項	

2 承認の条件 次のおり

第7号様式（第10条関係）

開 発 行 為 中 止 勸 告 書

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

年 月 日付で協議のあった開発行為については、下記のとおり、鹿屋市土地利用対策要綱第10条第1項の基準に適合していないと認められたので、土地利用の中止を勧告します。

記

1 開発区域の所在地	
2 開発区域の面積	
3 土地利用の目的	
4 理 由	

第8号様式（第12条関係）

開 発 行 為 変 更 協 議 書

年 月 日

鹿屋市長 様

申出者 住所又は所在地

氏名

鹿屋市土地利用対策要綱第12条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議を申し出ます。

1 承認の年月日及び番号			
2 開発区域の所在地			
3 変更に係る事項			
4 変更の内容	変更前	変更後	
5 変更の理由			
6 その他必要な事項			
7 連絡先		担当者	
		電話	
【添付図書】			

備考1 協議申出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

第9号様式（第12条関係）

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

鹿屋市長 様

届出者 住所又は所在地

氏名

下記のとおり開発行為の変更がありましたので、鹿屋市土地利用対策要綱第12条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

記

1 承認の年月日及び番号			
2 開発区域の所在地			
3 変更に係る事項			
4 変更の内容	変更前	変更後	
5 変更の理由			
6 その他必要な事項			
7 連絡先		担当者	
		電話	
【添付図書】			

備考1 協議申出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

第10号様式(第13条関係)

開 発 承 認 標 識	
開発承認年月日・承認番号	年 月 日 号
開発区域の所在地	
開発区域の面積	
開発の目的	
承認を受けた者	住 所 (TEL )
	氏 名
工事施行者	住 所 (TEL )
	氏 名
	現場管理者
工事期間	年 月 ~ 年 月
開発承認者	鹿屋市長 TEL 0994-43-2111 (内線 )

- 備考 1 標識は、縦及び横の寸法をそれぞれ100センチメートル以上とすること。
- 2 標識の材質は耐水ベニヤ板とし、表面は白地とすること。
- 3 標識の下辺が、おおむね地上80センチメートルになるよう設置すること。
- 4 標識は、開発行為に関する工事着手時から完了するまで開発区域内の見やすい箇所に設置すること。

第11号様式（第14条関係）

開 発 行 為 着 手 届

年 月 日

鹿屋市長 様

届出者 住所又は所在地  
氏名

開発行為に関する工事に着手しましたので、鹿屋市土地利用対策要綱第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 承認の年月日及び番号	年 月 日	号
2 開発区域の所在地		
3 工事着手年月日		
4 工事完了予定年月日		
5 工事施行者	住 所	(TEL )
	氏 名	
	現場管理者	

備考 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

第12号様式（第14条関係）

開 発 行 為 完 了 届

年 月 日

鹿屋市長 様

届出者 住所又は所在地  
氏名

開発行為に関する工事が完了しましたので、鹿屋市土地利用対策要綱第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 承認の年月日及び番号	年 月 日 号	
2 開発区域の所在地		
3 工事完了年月日		
4 工事施行者	住 所	(TEL )
	氏 名	
	現場管理者	
5 添付書類		

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

第13号様式（第15条関係）

開発行為に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

鹿屋市長 印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日の検査の結果、鹿屋市土地利用対策要綱第10条第1項の規定による承認の基準に適合していることを証明します。

1 承認の年月日及び番号	
2 開発区域の所在地	
3 開発区域の面積	
4 開発の目的	
5 承認を受けた者の住所 及び氏名	

第14号様式（第16条関係）

中間確認検査依頼届出書

年 月 日

鹿屋市長 様

届出者 住所又は所在地  
氏名

開発行為に関する指定の工種又は工程が完了しましたので、鹿屋市土地利用対策要綱第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 承認の年月日及び番号	年 月 日	号
2 開発区域の所在地		
3 指定工種		
4 工事施行者	住所	(TEL )
	氏名	
	現場管理者	
5 添付書類		

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

第15号様式（第18条関係）

建築物等事前着工承認申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

住所又は所在地

氏名

開発行為に関する工事の検査済証の交付前に、下記のとおり、開発行為の承認を受けた開発区域内の土地に建築物等を建築し、又は建設したいので、鹿屋市土地利用対策要綱第18条第2項の規定により、申請します。

記

1 開発行為承認の 年月日及び番号	年 月 日 号	
2 建築物等の敷地	位 置	
	面 積	
3 建築物等	構 造	
	面 積	
4 工事完了前に建築 (建設)しようとする理由		
5 添付書類		

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

第16号様式（第18条関係）

建築物等事前着工承認書

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

年 月 日付けで申請のあった建築物等の事前着工については、審査の結果、支障がないと認められたので、承認します。

1 開発行為承認の 年月日及び番号	年 月 日 号	
2 建築物等の敷地	位 置	
	面 積	
3 建築物等	構 造	
	面 積	
4 承認の条件		

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

第17号様式（第19条関係）

公共施設用地帰属申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名

年 月 日付け 第 号で承認された開発行為に関する工事が完了したので、鹿屋市土地利用対策要綱第19条第2項の規定により、次の公共施設の用に供する土地の帰属を申請します。

1 公共施設の名称				
2 土地の明細	土地の所在地	地目	面積 (㎡)	備考
3 添付書類				

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

第18号様式（第19条関係）

登記原因証明情報兼登記承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者（甲） 鹿屋市長  
義務者（乙）

(2) 不動産の表示 鹿屋市 町

字	地番	地目	地積 m <sup>2</sup>		摘要

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、 年 月 日、本件不動産を寄附し、同日甲はこれを受諾した。  
(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3 所有権移転登記承諾

乙は、上記に基づき、甲により所有権移転登記が行われることについて、不動産登記法（平成16年法律第123号）第116条第1項の規定により承諾する。

年 月 日

御中

上記のとおり相違ありません。

受諾者（甲） 鹿屋市  
鹿屋市長

印

寄附者（乙） 住所  
氏名

印

第19号様式（第19条関係）

公共施設用地登記完了通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

年 月 日付けで提出のあった公共施設用地帰属申請書に係る公共施設の用に供する土地については、所有権移転の登記が完了しましたので、登記完了証の写しを添付して通知します。

公共施設の名称	土地の所在地	土地の面積（㎡）

第20号様式（第20条関係）

公共施設管理移管申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名

年 月 日付け 第 号で開発行為に関する工事の検査済証の  
交付を受けました公共施設について、鹿屋市土地利用対策要綱第20条の規定に基づ  
き、下記の公共施設の管理移管を申請します。

記

公共施設の名称	所在地	規模・構造・その他
【添付書類】		

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記  
入すること。



第22号様式（第22条関係）

災 害 等 報 告 書

年 月 日

鹿屋市長 様

住所又は所在地

氏名

開発行為の施行中、下記のとおり災害・事故が発生したので、鹿屋市土地利用対策要綱第22条の規定により、報告します。

記

1 承認の年月日及び番号	年 月 日	号
2 土地の所在地		
3 工事施行者	住 所	(TEL )
	氏 名	
	現場管理者	
4 発 生 日 時	年 月 日	時 分
5 災害又は事故の内容		
6 処 理 の 内 容		
7 添 付 書 類		

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。